

- ◆ 「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日、安倍首相の「成長戦略スピーチ」にて発表)において、「国有地を活用した保育所整備」が支援パッケージとして盛り込まれた。これを受けて、関東財務局では、廃止宿舍跡地などの国有地情報を提供し、優先的売却や定期借地を用いた貸付を積極的に行ってきたところ。
- ◆ 今般、28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「国有地の更なる活用による保育の受け皿の拡大」が盛り込まれたことから、従来の対応に加え、更なる国有地活用策により、保育の受け皿確保に貢献。
- ◆ 今後も、当局では、**関係地方公共団体と連携の下**、従来の対応に加え、更なる国有地活用策に取り組んでいく。

1. 成果事例の概要等

○ 待機児童解消に向けた取組

待機児童解消加速化プラン (平成25年4月策定)	○ 平成25年度から平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保することを目標に、様々な支援策を実施
保育士確保プラン (平成27年1月策定)	○ 「加速化プラン」の確実な実施に向け、平成29年度末までに、新たに必要となる約7万人の保育士を確保する
一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 (平成27年11月とりまとめ)	○ 平成29年度末までの整備拡大量を40万人から50万人に拡大し、「加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備の前倒しを図る ※その際に必要となる保育人材として計約9万人を確保
待機児童解消に向けて緊急に対応する施策 (平成28年3月公表)	○ 待機児童解消までの緊急な取組として、待機児童数が多く受け皿拡大に積極的に取り組む市区町村を対象に、以下の措置を実施 ①実態把握と緊急対策体制の強化 ④既に取り組んでいる事業の拡充・強化 ②規制の弾力化や人材確保等 ⑤新たな事業所内保育の積極展開 ③受け皿確保のための施設整備促進
ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月閣議決定)	○ 保育士の処遇について、これまでの取組に加え新たに2%相当の改善を行うとともに、キャリアアップの仕組みを構築し、 技能・経験を積んだ職員について追加的な改善を行う ○ 保育人材の確保に総合的に取り組むとともに、平成30年度以降も保育の受け皿確保に取り組む
切れ目のない保育のための対策 (平成28年9月公表)	○ 待機児童解消に向けて取り組む市区町村を切れ目なく支援するため、以下のような措置を実施 ①施設整備や保育人材確保の更なる促進 ②0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援 ③保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開 ④保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

○ 財務省における保育施設整備に係る国有地の活用

【従来の対応】

- ① 廃止宿舍跡地など国有地情報の積極的な提供。
- ② 保育施設整備用地の優先的売却。
- ③ 定期借地制度を用いた貸付の積極的活用。

【更なる国有地活用策】

- ① 国家戦略特区に基づく都市公園内にある無償貸付中の国有地の活用。
- ② 小規模な未利用国有地にかかる情報提供
- ③ 庁舎や宿舍の空きスペースの有効活用

2. これまでの取組の成果等

- 廃止宿舍跡地など国有地情報の積極的な提供を行った結果、平成28年度(29年1月末時点)では、優先的売却3件、定期借地制度を用いた貸付5件について契約を締結し、約550人の保育の受け皿確保に貢献。
- 更なる国有地活用策のうち「国家戦略特区に基づく都市公園内にある無償貸付中の国有地の活用」として、東京都に対し都立代々木公園として無償貸付中の財産について、全国の第1号案件として、28年12月に東京都に対し、渋谷区が選定した事業者による保育施設設置のための利用計画変更を承認。

【国家戦略特区に基づく都市公園内にある無償貸付中の国有地の活用事例】

- ① 国有地の概要
所在地: 東京都渋谷区神南町25外
貸付相手方: 東京都
用途: 都立代々木公園
- ② 利用計画変更の内容
「東京圏 国家戦略特別区域 区域計画」による「都市公園占用保育所等設置事業」で認定された、渋谷区が選定した事業者による保育施設設置。
- ③ 施設の概要
施設の類型: 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
施設面積: 約900㎡
児童定員: 128名
開設予定: 29年10月



3. 今後の課題と関東財務局等の対応

《今後の課題》

- 保育施設整備に係る国有地の活用にあたっては、各地域で保育行政を所管する地方公共団体との連携が不可欠であることから、引き続き、対象地域の**地方公共団体との連携強化**に努めるとともに、介護・保育等の社会福祉分野における国有財産の活用に係る地方公共団体のニーズを適時・的確に把握し処分等方針を策定していくことが必要。

《関東財務局等の今後の対応》

- 当局としては、情報提供した国有地や無償貸付中の国有地に係る活用要望に対して**地方公共団体と具体的な協議を行い**、国有地の積極的な活用に取り組んでいく。